

上天草市会計年度任用職員報酬等資料作成業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、上天草市会計年度任用職員報酬等資料作成業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

上天草市会計年度任用職員報酬等資料作成業務

(2) 業務の目的

別添「上天草市会計年度任用職員報酬等資料作成業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務内容

別添「上天草市会計年度任用職員報酬等資料作成業務委託仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施する。

4 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。

エ 上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領（平成16年上天草市告示第94号）又は上天草市物品購入等契約及び業務委託契約に係る指名停止の措置要綱（平成27年上天草市告示第71号）の規定に基づき、入札参加資格停止等の処分を受けていない者であること。

オ 上天草市暴力団排除条例（平成24年上天草市条例第5号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。

カ 国税、都道府県民税及び市区町村税に未納がないこと。

- (2) 参加者は、受託候補者の決定までの間に前各項に定める参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

5 本プロポーザルに係る実施要領等の配布

- (1) 配布期間

令和7年7月7日（月）から令和7年7月22日（火）まで

- (2) 配布場所

上天草市ホームページから直接資料のダウンロードを行うこと。ただし、これにより難しい場合は、次の場所及び時間にて資料を配布する。

熊本県上天草市大矢野町上1514番地

上天草市役所総務部総務課（以下「主管課」という。）

午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く。）

- (3) 配布資料

ア 上天草市会計年度任用職員報酬等資料作成業務プロポーザル実施要領

イ 上天草市会計年度任用職員報酬等資料作成業務委託仕様書

ウ 作成資料及び提供資料一覧表

エ 作成資料及び提供資料（参考 各種様式）

オ 質問書（様式第3号）

カ 参加表明書（様式第4号）

キ 会社概要（様式第5号）

ク 類似業務実績調書（様式第6号）

ケ 技術提案書（様式第8号）

コ 辞退届（様式第10号）

6 質問の受付及び回答

- (1) 提出書類

質問書（様式第3号）

- (2) 提出期限

令和7年7月14日（月）午後5時

- (3) 提出場所

主管課

- (4) 提出方法

質問書は、電子メールで提出することとする。

なお、電話、来庁等による口頭での質問は、受け付けない。

※ 件名は、「上天草市会計年度任用職員報酬等資料作成業務質問書」とすること。

- (5) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年7月15日（火）までに、上天草市ホー

ムページに掲載する。

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書（様式第4号）を次のとおり提出すること。

（1） 添付書類

ア 会社概要（様式第5号）、個人の場合は事業概要が分かるもの。

イ 履歴事項全部証明書の写し（3か月以内に発行されたもの。）、個人の場合は住民票の写し

ウ 国税、都道府県民税及び市区町村税に未納がない証明書（3か月以内に発行されたもの。写し可。）

※ イ及びウの書類は、上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱又は上天草市物品の購入契約等及び業務委託契約等に係る指名競争入札（見積）参加者の資格審査要綱の規定に基づき、入札参加資格の審査を受けている者については、提出の必要はない。

（2） 提出期限

令和7年7月22日（火）午後5時

（3） 提出場所

主管課

（4） 提出方法

提出資料は、紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く。）受け付ける。郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「上天草市会計年度任用職員報酬等資料作成業務プロポーザル（参加表明）」と明記のうえ、送付すること。

なお、郵便書留以外で送付された参加表明書等の未到着の責任は、市で負わない。

（5） 参加資格の審査及び審査結果の通知

参加申込みをした者の参加資格を4に基づき審査し、参加資格審査結果通知書（様式第7号）により通知するものとする。

なお、参加資格を有しないと判断された者が、その理由について説明を求めることが出来る期限は、令和7年7月25日（金）午後5時までとし、書面により行うこと。

8 技術提案書等の提出

参加表明書を提出した者で参加資格があると認められたものは、次のとおり技術提案書等を提出すること。

（1） 提出書類（原則A4版、長編綴じ印刷）

ア 技術提案書（様式第8号）

（ア） 業務に対する技術提案（任意様式）

（イ） 業務の実施計画（任意様式）

業務スケジュールを具体的に記載すること。

(ウ) 業務の実施体制（任意様式）

予定する責任者及び担当者の氏名を明記するとともに、実施体制、人員、役割分担間の連携等について具体的に記載すること。

(エ) リスクマネジメント（任意様式）

トラブルや緊急な対応が発生した場合の対策等を具体的に記載すること。

(オ) 情報管理体制（任意様式）

個人情報取扱い及び守秘義務の対策等を具体的に記載すること。

イ 類似業務実績調書（様式第6号）

過去2年間の類似業務実績について記載すること。

ウ 見積書（任意様式）

見積書には、業務内容に基づき可能な限り内訳を明確に記載すること。

(2) 提出期限

令和7年7月30日（水）午後5時

(3) 提出場所

主管課

(4) 提出方法

提出資料は、紙媒体とし、持参又は郵送により提出すること。持参の場合は、午前8時30分から午後5時まで（閉庁日を除く。）受け付ける。郵送の場合は、送付用の封筒の表面に「上天草市会計年度任用職員報酬等資料作成業務プロポーザル（技術提案）」と朱書のうえ、送付すること。

なお、郵便書留以外で送付された技術提案書等の未到着の責任は、市で負わない。

(5) 提出部数

6部

9 審査方法

本プロポーザルの審査は、別に設置する「上天草市会計年度任用職員報酬等資料作成業務受託候補者選定審査会」（以下「選定審査会」という。）において、技術提案書等の書類を審査し、プレゼンテーションを聴講して、総合的に審査のうえ、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

(1) プレゼンテーション

提出された技術提案書等の内容について、審査会に対し、プレゼンテーションを行うこととする。

ア 期日 令和7年8月6日（水）予定

イ 場所 上天草市役所大矢野庁舎内

※ プレゼンテーションは、実際に業務を主に担当する者が行うこと。

※ 日時等の詳細については、個別に連絡する。

※ 参加者が多数となった場合は、書類審査による1次選考を行う場合がある。

(2) 審査項目及び審査基準

審査項目及び審査基準については、選定審査会にて決定し、事前に公表する。なお、今回のプロポーザルにおいては、技術力等に合わせて見積金額についても審査の対象とする。

※ 参加者が1者のみであった場合でも、選定審査会において妥当であると判断された場合は、受託候補者として選定する。

1 0 審査結果の通知

審査終了後、市ホームページにおいて受託候補者を公表し、審査結果については、全提案者に郵送又は電子メールにてプロポーザル審査結果通知書（様式第9号）により、令和7年8月7日（木）（予定）に通知するものとする。

なお、評価点数は公開しないものとする。

1 1 スケジュール

本業務に係るスケジュールは、次のとおりとする。

内容	日程
公告	令和7年7月7日（月）
質問書の提出期限	令和7年7月14日（月）
質問書の回答	令和7年7月15日（火）
参加表明書等の提出期限	令和7年7月22日（火）
技術提案書等の提出期限	令和7年7月30日（水）
技術提案書等の審査	令和7年8月6日（水） 予定
審査結果通知	令和7年8月7日（木） 予定
契約予定日	令和7年8月中旬予定

1 2 技術提案者の失格

次の各号のいずれかに該当するときは、その技術提案者を失格とする。

(1) 技術提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

イ 公平な審査を阻害する行為があったとき。

(2) 技術提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先及び提出期間が示された要件に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 見積額が見積限度額の範囲を超過したとき。

1 3 契約手続

審査の結果、受託候補者となった者については、主管課と提案内容の詳細

について協議をし、市がこれに基づいて決定した予定価格の範囲内で市と契約手続を行うこととする。

なお、契約締結に至らない場合は、次点者と契約手続のための協議を行うこととする。

1 4 その他留意事項

- (1) 提出された技術提案書を受理した後の加筆及び修正、並びに提出期間経過後の書類の差替え及び再提出は、認めないものとする。
- (2) 1 参加者につき 1 提案とし、提出書類の返却はしないものとする。
- (3) 本プロポーザルに係る費用は、全て技術提案者の負担とする。
- (4) 採用された提案等に係る著作権その他一切の権利は、委託者が有することとする。
- (5) 技術提案及び契約手続において用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (6) 提出された技術提案書等について、開示請求があった場合は、上天草市情報公開条例の規定に基づき開示する場合がある。
- (7) 参加表明書及び技術提案書を提出した後に参加を辞退する場合には、辞退届（様式第 1 0 号）を提出すること。

1 5 問合せ先

〒 8 6 9 - 3 6 9 2

熊本県上天草市大矢野町上 1 5 1 4 番地

上天草市総務部総務課（担当：寺中）

電 話 0 9 6 4 - 2 6 - 5 5 2 7（直通）

ファクシミリ 0 9 6 4 - 5 6 - 4 9 7 2

電子メールアドレス soumu_atmark_city.kamiamakusa.lg.jp

※ 上記電子メールアドレスに関し、スパムメール対策として「@」を「_atmark_」と表示しているため、電子メールを送信する際には、「@」に変更すること。